

建築基準法第 42 条の規定による「2 項道路」の道路後退線の取扱い

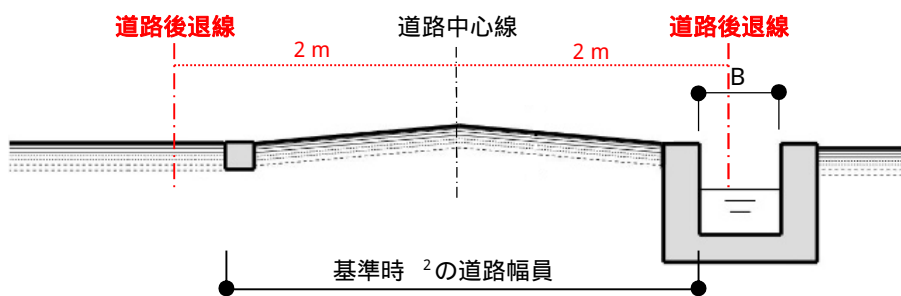
鳥取市都市整備部建築指導課

建築基準法では、都市計画区域内にある建築物の敷地に接する道路の幅員が 4 メートル以上であることが規定されています。ただし、幅員が 4 メートル未満の道であっても同法第 42 条第 2 項の規定により鳥取市が指定したもの（2 項道路）は、原則としてその道路の中心から 2 メートルまでを道路とみなしますが、2 項道路が、河川（水路）、線路敷地等に沿う場合は次のとおりとします。

1 2 項道路に水路¹が沿う場合の道路後退線は、次のとおりとします。

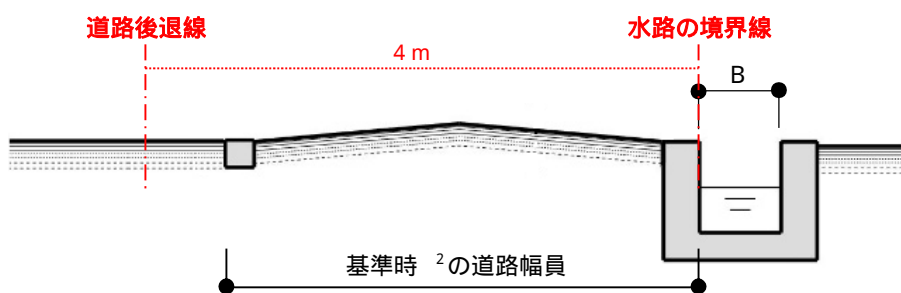
（1）水路の内法幅 B が 1 m 以下の場合の道路後退線は、当該道路の中心線から両側に 2 m の位置とします。

[図 - 1]



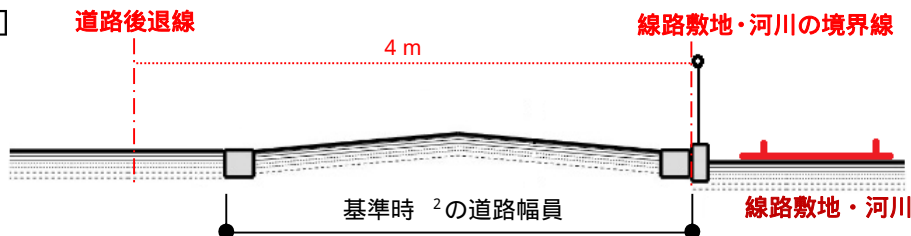
（2）水路¹の内法幅 B が 1 m を超える場合の道路後退線は、水路の境界線から水路のある側の反対側へ 4 m の位置とします。

[図 - 2]



2 2 項道路に線路敷地又は河川が沿う場合の道路後退線は、線路敷き又は河川の境界線から線路敷き又は河川のある側の反対側へ 4 m の位置とします。

[図 - 3]



1 水路とは、基準時に開渠であったものをいいます。なお、基準時に通行の用に供している暗渠等は、道路の一部とみなします。

2 基準時とは、建築基準法の施行日（昭和 25 年 11 月 23 日）または都市計画区域に編入された日をいいます。